

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

制定 昭和43年7月25日 条例第1号

改正 昭和49年6月1日 条例第2号

平成5年3月3日 条例第1号

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び第70条の規定に基づく組合議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害（負傷，疾病，廃疾又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償に関する制度については，豊中市の議会の議員その他非常勤の職員の例による。

附 則

この条例は，公布の日から施行し，昭和42年12月1日から適用する。

附 則（昭和49年6月1日条例第2号）

この条例は，公布の日から施行し，昭和48年12月1日から適用する。

附 則（平成5年3月3日条例第1号）

この条例は，平成5年4月1日から施行する。